

**株式会社ユー・エス・ジェイと淡島神社に対する抗議について**  
アトラクション「祟（TATARI）～生き人形の呪い～」で恐怖展示される  
日本人形を、今後このような使用はしないように要求した。

日本人形を通して、美しい和の心や伝統文化の啓蒙と振興のために活動する一般社団法人 日本人形協会（所在地：東京都台東区、会長：金林健史、会員加盟店数：全367社）は、

この度、ユニバーサル・スタジオ・ジャパンの運営会社である株式会社ユー・エス・ジェイ（本社：大阪市此花区、代表取締役社長：ジャン・ルイ・ボニエ）と、淡島神社（所在地：和歌山県和歌山市、宮司：前田光穂）に対し、日本人形を恐怖の対象として取扱い、展示をしているアトラクション「祟（TATARI）～生き人形の呪い～」に関して抗議し、今後このような目的及び方法で日本人形を使用しないよう求める抗議文書（10月17日付）を送付いたしました。

現在、ユニバーサル・スタジオ・ジャパンでは、2016年9月10日（土）～11月6日（日）の期間に亘り、和製ホラー・アトラクション「祟（TATARI）～生き人形の呪い～」を開催しておりますが、ここでは心理的恐怖を目的に、数百体にも及ぶ日本人形が使用され、また、人形供養を目的に全国から淡島神社に奉納された実際の人形が転用されており、日本伝統文化の一つである日本人形のイメージを著しく損ねるものと考えます。

つきましては、全国の製造業・卸売業・小売業や伝統工芸職人への今後の風評被害や経済的な影響を鑑み、当協会はこの度、抗議することといたしました。

\*実際の抗議内容は、添付「抗議文書」（2枚目以降）を参照ください。

＜お問い合わせ／取材協力＞

○一般社団法人 日本人形協会 会長 金林 健史 ☎03-3861-3950

※現地調査を踏まえ、現地での恐怖展示の使用が確認できた人形メーカーの担当者や人形の製造・販売に携わる方々のご紹介が可能です。

＜報道関係からのお問い合わせ先＞

一般社団法人 日本人形協会／広報代行（ジュンプロモーション）川上、小原  
☎03-3402-5136（代）080-3003-6684（川上）、090-9854-9542（小原）

平成 28 年 10 月 17 日

和歌山県和歌山市加太 1 1 6

淡嶋神社

宮司 前田光穂 殿

東京都千代田区内幸町 1 丁目 2 番 2 号

日比谷ダイビル 6 階

潮見坂綜合法律事務所

電 話 0 3 - 3 5 9 6 - 7 3 1 7

F A X 0 3 - 3 5 9 6 - 7 3 3 0

一般社団法人日本人形協会代理人

弁護士 吉羽 真一郎



「祟（T A T A R I）～生き人形の呪い～」に対する抗議

前略

当職は、節句人形を始めとする日本人形類に係る全国の製造業・卸売業・小売業を中心に約 400 社が加盟する、日本人形に関する日本最大の団体である一般社団法人日本

人形協会（以下「当協会」といいます。）の代理人弁護士  
です。現在、株式会社ユー・エス・ジェイ（以下「U S J  
社」といいます。）が運営する「ユニバーサル・スタジオ  
・ジャパン」において、貴神社が提供した日本人形の実物  
を使用した「祟（T A T A R I）～生き人形の呪い～」と  
称するアトラクション（以下「本件アトラクション」とい  
います。）が開催中であるところ、当職は当協会の代理人  
弁護士として、貴神社に対し、以下のとおり抗議いたしま  
す。

本件アトラクションは、日本人形に呪いや祟りがあるな  
どと喧伝して、いわゆる「お化け屋敷」の内部に日本人形  
の実物を多数陳列し、宣伝にも多数の日本人形の実物の写  
真を使用するなど、日本人形があたかも呪いや祟りといっ  
た恐怖の対象であるかのように扱っております。そして、  
貴神社は、このような本件アトラクションの内容を知った  
上で、日本人形の実物を本件アトラクションに提供したと  
のことです。

本件アトラクションにおける日本人形の扱いは、日本人  
形について誤った負のイメージを一般に強く植え付けるも

2010.10.17  
12-18



のであって、ひいては日本人形の普及が妨げられ、日本人形に関連する業者や職人に対する営業妨害となります。また、本件アトラクションに用いられている日本人形は、職人が精魂込めて一体一体創作したものであるところ、このように人形のイメージを著しく貶めるような用途で使用することは、創作者たる職人の人格的利益をも害します。さらに、これらの人形の供養を貴神社にお願いした方々（すなわち人形の元の持ち主の方々）から貴神社が個別に承諾を得ているとは到底考えられず、そうであれば、個々の人形の元の持ち主の方々との関係でも、大いに問題のある使用方法であると言わざるを得ません。

日本人形は、日本的な美意識が凝縮された高度な伝統美術として、日本が世界に誇ることができる極めて優れた美術品であり、また、長い歴史を持つ日本の伝統文化です。しかし、本件アトラクションにおける日本人形の使用は、日本人形のイメージを著しく貶めるものであって、前述のとおり日本人形の関係者に損害を与えるものであるに止まらず、日本の伝統文化をも破壊する行為であると考えざるを得ません。このような使用方法は、社会的相当性を逸脱

10/17  
72-16



した違法なものと考えざるを得ず、当協会としては到底看過できるものではありません。

当協会はU S J社に対し、本件アトラクションについての抗議及び今後一切日本人形のイメージを貶めるような行為を行わないよう要求する文書を送付しておりますが、当協会としては、日本人形を提供した貴神社にも責任があると考えております。そこで、このようなアトラクションに日本人形を提供したという貴神社の行為に対して、本書をもって抗議するとともに、今後一切、日本人形のイメージを貶めるような行為を行わないよう要求いたします。本書到達後1週間以内に、貴神社の見解を当職宛に書面にてご回答ください。

貴神社の誠意ある対応を期待いたします。

草々



この郵便物は平成 28年 10月 17日  
第 35075 号書留内容証明郵便物として  
差し出されたことを証明します。

日本郵便株式会社



平成28年10月17日

大阪府大阪市此花区桜島2丁目1番33号

株式会社ユー・エス・ジェイ

代表取締役CEO ジャン・ルイ・ボニエ 殿

東京都千代田区内幸町1丁目2番2号

日比谷ダイビル6階

潮見坂綜合法律事務所

電話 03-3596-7317

FAX 03-3596-7330

一般社団法人日本人形協会代理人

弁護士 吉羽 真一郎



「崇（TATARI）～生き人形の呪い～」に対する抗議

前略

当職は、節句人形を始めとする日本人形類に係る全国の製造業・卸売業・小売業を中心に約400社が加盟する、日本人形に関する日本最大の団体である一般社団法人日本

人形協会（以下「当協会」といいます。）の代理人弁護士として、貴社が運営する「ユニバーサル・スタジオ・ジャパン」において現在開催中の、「祟（T A T A R I）～生き人形の呪い～」と称するアトラクション（以下「本件アトラクション」といいます。）に対し、以下のとおり抗議いたします。

本件アトラクションは、日本人形に呪いや祟りがあるなどと喧伝して、いわゆる「お化け屋敷」の内部に日本人形の実物を多数陳列し、宣伝にも多数の日本人形の実物の写真を使用するなど、日本人形があたかも呪いや祟りといった恐怖の対象であるかのように扱っております。しかし、このような方法で日本人形を使用することは、日本人形について誤った負のイメージを一般に強く植え付けるものであって、ひいては日本人形の普及が妨げられ、日本人形に関連する業者や職人に対する営業妨害となります。また、本件アトラクションに用いられている日本人形は、職人が精魂込めて一体一体創作したものであるところ、このように人形のイメージを著しく貶めるような用途で使用することは、創作者たる職人の人格的利益をも害します。なお、

28.10.17  
12-13



本件アトラクションに使用されている人形は、淡嶋神社にて供養されていた人形とのことですが、このような使い方をすることについて、同神社に供養をお願いした方々（すなわち人形の元の持ち主の方々）から貴社又は同神社が個別に承諾を得ているとは到底考えられず、そうであれば、個々の人形の元の持ち主の方々との関係でも、大いに問題のある使用方法であると言わざるを得ません。

日本人形は、日本的な美意識が凝縮された高度な伝統美術として、日本が世界に誇ることができる極めて優れた美術品であり、また、長い歴史を持つ日本の伝統文化です。しかし、本件アトラクションにおける日本人形の使用は、日本人形のイメージを著しく貶めるものであって、前述のとおり日本人形の関係者に損害を与えるものであるに止まらず、日本の伝統文化をも破壊する行為であると考えざるを得ません。このような使用方法は、社会的相当性を逸脱した違法なものと考えざるを得ず、当協会としては到底看過できるものではありません。

そこで、当協会は貴社に対し、本件アトラクションについて強く抗議するとともに、今後一切、日本人形のイメー

28.10.17  
72





ジを貶めるような行為を行わないよう、本書をもって要求いたします。本書到達後1週間以内に、貴社の見解を当職宛に書面にてご回答ください。

貴社の誠意ある対応を期待いたします。

草々

28.10.17  
72-13

郵便局  
郵便局

28.10.17  
72-13

この郵便物は平成 28年 10月 17日  
第 35076 号書留内容証明郵便物として  
差し出されたことを証明します。

日本郵便株式会社

28.10.17  
72-13

郵便認証司  
平成28年 10月 17日